

2015年 3月 3日

環境大臣

望 月 義 夫 殿

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

代 表 藤 田 榮 治

第四次厚木爆音訴訟原告団

団 長 藤 田 榮 治

第5次・6次小松基地爆音訴訟原告団

団 長 出 淵 敏 夫

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団

団 長 新 川 秀 清

第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟原告団

団 長 島 田 善 次

岩国爆音訴訟原告団

団 長 津 田 利 明

第9次横田基地公害訴訟原告団

団 長 福 本 道 夫

第2次新横田基地公害訴訟原告団

団 長 大 野 芳 一

## 基地爆音被害を解消し、 基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書

私たちは、全国各地に存在する米軍基地および自衛隊基地周辺で生活を営んでいる住民です。

私たちは、今日まで半世紀以上にわたり、これらの基地を使用する米軍機や自衛隊機の爆音による、身体的被害や精神的被害、生活破壊、航空機の墜落や部品落下事故、さらには地域発展の阻害など、「基地が存在すること故の様々な被害」を被ってきました。

私たちは、このような基地被害を解消し、「平和で静かな生活環境を取り戻す」ため、「基地を使用する航空機の夜間～早朝の飛行差し止め」、「爆音被害に対する損害賠償」などを求めて、1975年に小松基地周辺住民が、次いで横田、厚木、嘉手納、普天間、岩国の基地周辺住民が各地の地裁に提訴しました。そして、その後高裁から最高裁に至る裁判と判決を経て、「爆音は住民の受忍限度を超え、違法状態にある」との明確な司法の判断が、何度も示されてきました。

一方、こうした司法の判断が示されているにもかかわらず、歴代の政府は、違法状態にある基地被害の抜本的な解決を図ろうとしてきませんでした。

ところで、第二次安倍政権の誕生以来、国の基地問題に対する姿勢は、日米の米軍再編合意を含め、国防最優先を前面に押し出しています。それは、全国各地で行われるようになった低空飛行訓練をはじめとする最前線を想定した軍事訓練の実施が物語っています。

また、MV-22に続くCV-22オスプレイの日本配備については、一昨年以来、米政府・米軍関係者が「日本に配備する」と発言している中で、日本政府は「米国政府からは何も聞いていないから答えられない」という無責任な態度をとっています。これでは、決定を覆せない段階で公表しようとしているのではないかと疑わざるを得ません。墜落事故等が多発するオスプレイを配備することは、日本国民の生命、財産を危機に陥れることであり、爆音被害をこれ以上増大させることになり、許されることではありません。

私たちは、政府が、憲法が保障している基本的人権、平和的生存権を、私たち基地周辺住民にも保障すべきであるとの思いを込めて、司法が示した「違法状態にある爆音被害」の早期解消を中心とした別紙の要求項目をまとめました。

貴職におかれましては、永年にわたり過酷な爆音被害に曝され続けている私たち基地周辺住民の願いを真摯に受け止めて、「爆音のない平和で静かな空」を一日も早く実現するために、誠意を持って今要求を検討され、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議宛に、本年〇月〇日までに文書をもって回答することを要請いたします。

## 記

1. 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。
2. 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。
3. 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、国費で調査研究を行うこと。  
なお、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。
4. 新基地建設を進めようとしている沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。
5. 岩国基地の沖合埋め立て工事で消滅した藻場干潟を回復させるための措置を、より具体的に講じること。